

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：

令和2年11月1日～令和5年10月30日までの3年間

2. 次世代育成支援対策推進法：

目標1：子の看護休暇、育児休業の利用を促進する 【1-(1)ウ・シ】

<対策>

- ・令和2年11月～ 子の看護休暇、育児休業の利用条件の緩和策検討
従業員ヒアリングの実施
- ・令和2年12月～ 就業規則の変更・届出
- ・令和3年1月～ 従業員説明会の実施、利用実績データの蓄積

目標2：育児休業の取得率を男性：7%以上、女性：75%以上にする 【1-(2)イ】

<対策>

- ・令和2年11月～ 育児休業制度の説明会を開催、目標値を周知
- ・令和2年12月～ 対象者が発生した場合にヒアリング面談を実施
育休取得に関連する不安解消に務める

3. 女性活躍推進法：

目標1：各月ごとの従業員平均残業時間※を45時間以下にする 【②】

※法定外労働時間+法定休日労働時間とし、管理監督者も対象に含む

<対策>

- ・令和2年11月～ 平均残業時間に関する説明会を開催、目標値を周知
- ・令和2年12月～ 毎月の平均残業時間を社内公開し、目標達成の支援を行う

目標2：年次有給休暇の取得率を70%以上にする 【②】

<対策>

- ・令和2年11月～ 年次有給休暇取得率に関する説明会を開催、目標値を周知
- ・令和2年12月～ 各従業員に対して年次有給休暇の取得計画を話し合う面談を行う
全従業員の取得率を社内公開し、目標達成の支援を行う